

軽自動車税納期変更について

1 現状と課題

軽自動車を購入、名義変更した場合などに、納税義務者（となる者）が提出する軽自動車税申告書は、静岡県地方税滞納整理機構が一括して取りまとめた後、使用地の市町に送付され、課税登録、名義変更などの手続きが行われている。

滞納整理機構では、作業の効率化などを図るため、本年度から、申告書を電子データに変換し送付することとしたが、市町に電子データが到着するまでに長期間を要することから、本市における納付書交付、納期限などの変更が必要となった。

2 条例改正

平成 24 年度から、軽自動車税の納期を「4 月 15 日から同月 30 日」から「5 月 15 日から同月 31 日」に改める。

11 月 11 日に開会された市議会臨時会において、「牧之原市税条例の一部を改正する条例」が可決。

3 納期変更に伴う考えられる影響

- (1) 軽自動車税・固定資産税・自動車税の納期が 5 月 31 日に集中。
- (2) 4 月 15 日に軽自動車税納税通知書の送付がないことの問合せ。
- (3) 5 月末までに車検を受ける方の継続検査用納税証明有効期限の延長。
(旧) 平成 24 年 4 月 30 日 → (新) 平成 24 年 5 月 30 日

4 今後のスケジュール

- | | |
|---|--------|
| (1) 軽自動車税納期変更ポスターの掲示
(スーパー・自動車販売店など) | 11月16日 |
| (2) 継続検査用納税証明有効期限読替依頼 | 11月16日 |
| (3) 牧之原ホームページ情報掲載（市民からの意見収集） | 11月28日 |
| (4) 定例記者懇談会での情報提供 | 11月28日 |
| (5) 自治会行政連絡会での情報提供（チラシの組回覧依頼） | 12月8日 |
| (6) 大口所有者への通知 | 1月 |
| (7) 広報まきのはら掲載 | 2月号 |
| (8) 市外納税者通知（900名） | 3月中旬 |
| (9) 身障者減免等受付 | 4月中旬 |
| (10) 軽自動車税納税通知書発送 | 5月15日 |

<参考> 平成 23 年度軽自動車税課税台数・納税者数（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	市内		市外		計		税額 (千円)
	課税 台数	納税 者数	課税 台数	納税 者数	課税 台数	納税 者数	
原動機付自転車 (125cc 以下)	3,388	3,034	167	143	3,555	3,177	3,799
小型特殊	647	533	11	11	658	544	1,693
ミニカ一	38	38	2	2	40	40	100
小 計	4,073	3,605	180	156	4,253	3,761	5,592
二輪車 (250cc 以下)	711	660	68	68	779	728	1,869
軽四乗用	11,223	9,904	838	555	12,061	10,459	86,836
軽四貨物	7,906	5,876	427	135	8,333	6,011	33,290
ボート・トレーラー	31	30	4	4	35	34	84
二輪小型自動車 (251cc 以上)	780	682	60	58	840	740	3,360
小 計	20,651	17,152	1,397	820	22,048	17,972	125,439
計	24,724	20,757	1,577	976	26,301	21,733	131,031